

現 場 説 明 書

作業名 令和 7 年度
収穫調査委託（大湯地区）

作業場所 秋田県鹿角市十和田大湯
字大湯外 16 国有林 3040 林班る 2 小班外

米代東部森林管理署

事業実行における説明事項

1. 調査数量等

調査箇所及び調査数量等については、別紙1「収穫調査委託箇所の概要」による。

2. 支給材料及び貸与品について

調査に必要な材料については、当署において支給するので、仕様書等に基づき適正な管理に努めること。

なお、材料（貸与品）及び数量は別紙2によるが、事情やむをえない場合のみ追加を認める。

3. 国有林地理情報システムの借受けについて

契約締結後は、申請により国有林地理情報システムの地図データ（シェープファイル）、衛星画像の借受けが可能です。

地図情報等の借受け後は責任を持って適正に管理すること。

4. 国有林野情報管理システムの使用について

収穫調査復命書情報の入出力は、受託者が保有するパソコンから行うが、入出力に当たり国有林野情報管理システム利用申請が必要なことから、利用申請書を提出すること。なお、調査報告書作成に係る作業場所及び作業に当たり必要となる設備、備品及び消耗品等については受託者の責任において用意すること。

5. 調査箇所の境界について

収穫調査箇所と隣接する小班等の境界に疑義が生じた場合は、すみやかに監督員の指示を仰ぐこと。

6. 林況調査について

収穫調査箇所は、林内を十分踏査して林分状況に即した標準地を設定し、必要に応じて適切に林相区画（除外地の設定）を行い、より精度の高い調査を行うこと。

7. 復命書の提出について

成果品（収穫調査復命書）は、契約期間内に提出すること。

8. 収穫調査委託業務における溪畔周辺の取扱いについて

溪畔周辺の取扱いについては、別紙3のとおり。

支給材料及び貸与品

収穫調査委託(大湯地区)				
品名	品質・規格	数量	単位	引渡場所
番号札	黄色:周測	200	枚	米代東部森林管理署
	白色:標準地	0	枚	米代東部森林管理署
野帳	立木調査野帳	1	冊	米代東部森林管理署
	毎木調査野帳	1	冊	米代東部森林管理署
	測量野帳	1	冊	米代東部森林管理署
復命書資料袋		10	袋	米代東部森林管理署

別紙 3

収穫調査業務委託における溪畔周辺の取扱に関する特記仕様書

（区域の設定について）

・ 溪畔周辺区域が含まれると説明された収穫調査箇所においては、区域の範囲等について監督員と打合せのうえ決定するものとする。なお、復命書に添付する施業実施計画図及び実測位置図には、沢に青色を付して凡例に溪畔である旨記載するものとする。

（主伐の調査について）

・ 皆伐・複層伐の調査については、溪畔周辺区域を保護樹帯として設定・区分し、必要に応じて間伐するものとする。なお、分収林等において契約どおり実行する場合は従来どおり区域全域の調査を行うものとする。

・ 択伐の調査については、溪畔周辺区域も含めて調査を行うものとする。なお、調査にあたっては本来成立すべき植生の維持・形成に配慮した選木とする。また、必要に応じて伐採を見合わせた区域を除外地として設定するものとする。

（間伐の調査について）

・ 毎木調査法による定性間伐の調査については、溪畔周辺区域も含めて調査を行うものとする。なお、調査にあたっては本来生育すべき樹種以外を選木するものとする。また、必要に応じて伐採を見合わせた区域を除外地として設定するものとする。

・ 毎木調査法による列状間伐の調査については、溪畔周辺区域も含めて調査を行うものとする。なお、必要に応じて伐採を見合わせた区域を除外地として設定するものとする。

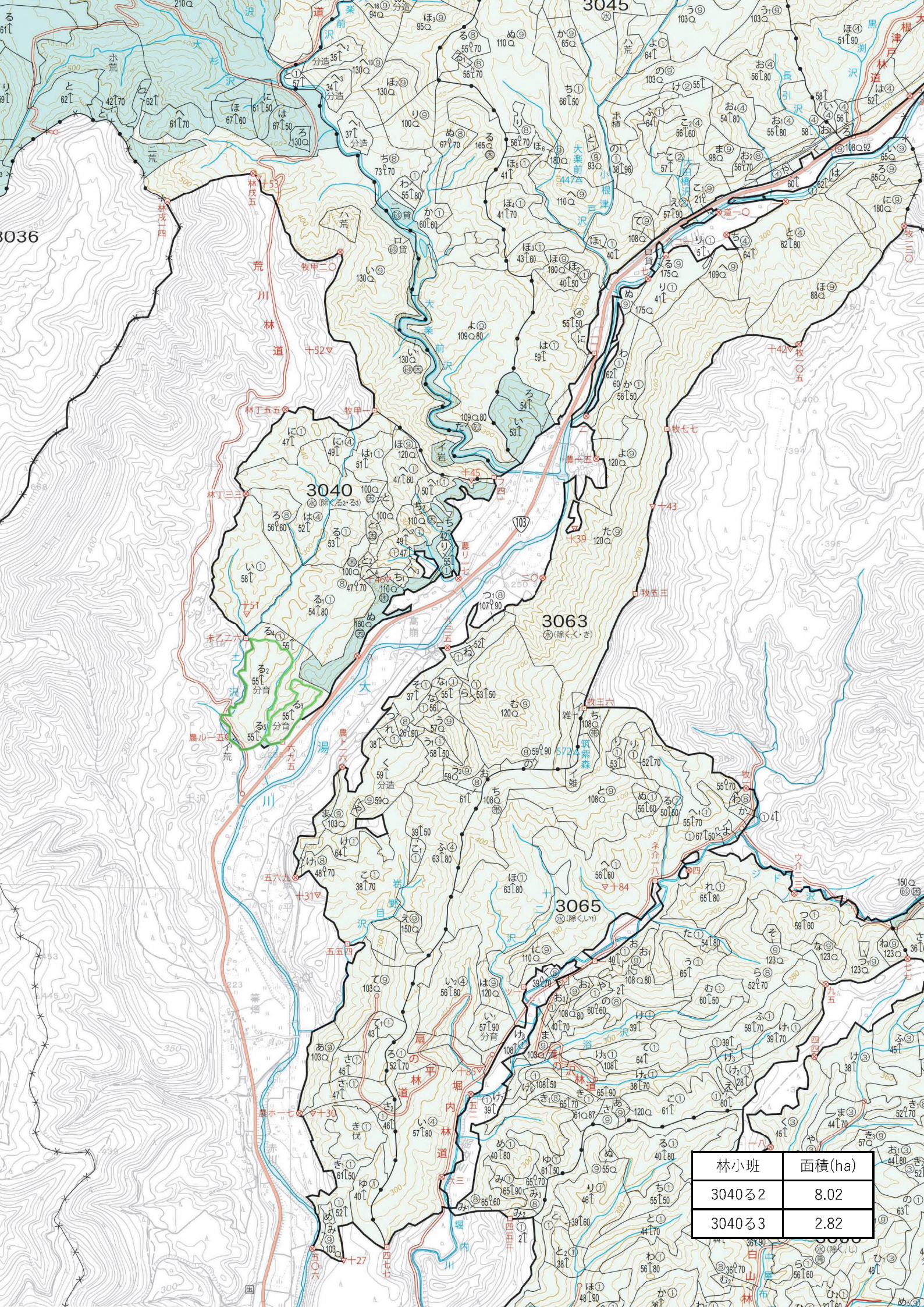
・ 標準地調査法による定性間伐・列状間伐の調査については、調査は従来どおり行うものとするが、標準地の設定箇所は溪畔周辺区域外とする。また、必要に応じて伐採を見合わせた区域を除外地として設定するものとする。

（搬出計画図の作成について）

・ 搬出計画図（搬出系統図）の作成にあたっては、できるだけ水際に近い位置での森林作業道作設を想定しないよう留意するものとする。

現場説明に対する質問回答書

現場説明に対する質問事項	質問事項に対する回答



林小班	面積(ha)
3040る2	8.02
3040る3	2.82

